

論点整理

1. 検討の前提

- ・ 既存 E T C 車載器以外にカーナビ等の機器が必要となる情報提供系サービスは検討対象外。
- ・ 路側機については、自動料金徴収者が E T C レーンに設置する場合とサービス提供事業者等が駐車場等に設置する場合を想定。
- ・ 利用する情報項目は、車載器固有情報、契約情報、その他情報。

2. 論点整理

(1) 自動料金徴収者がETC利用を通じて取得した情報を提供する場合(類型1)

【スキーム】

- ・ サービス需要者がサービス提供事業者に応じ。
- ・ 自動料金徴収者がサービス提供事業者へ情報提供。
- ・ サービス提供事業者は提供情報を加工等し、サービス需要者へサービス提供。
- ・ ETCの決済システムは使用しない。

【論点】

- ・ 自動料金徴収者がETC利用を通じて取得した情報を提供することは、個人情報保護との関係で問題がないか検討が必要。

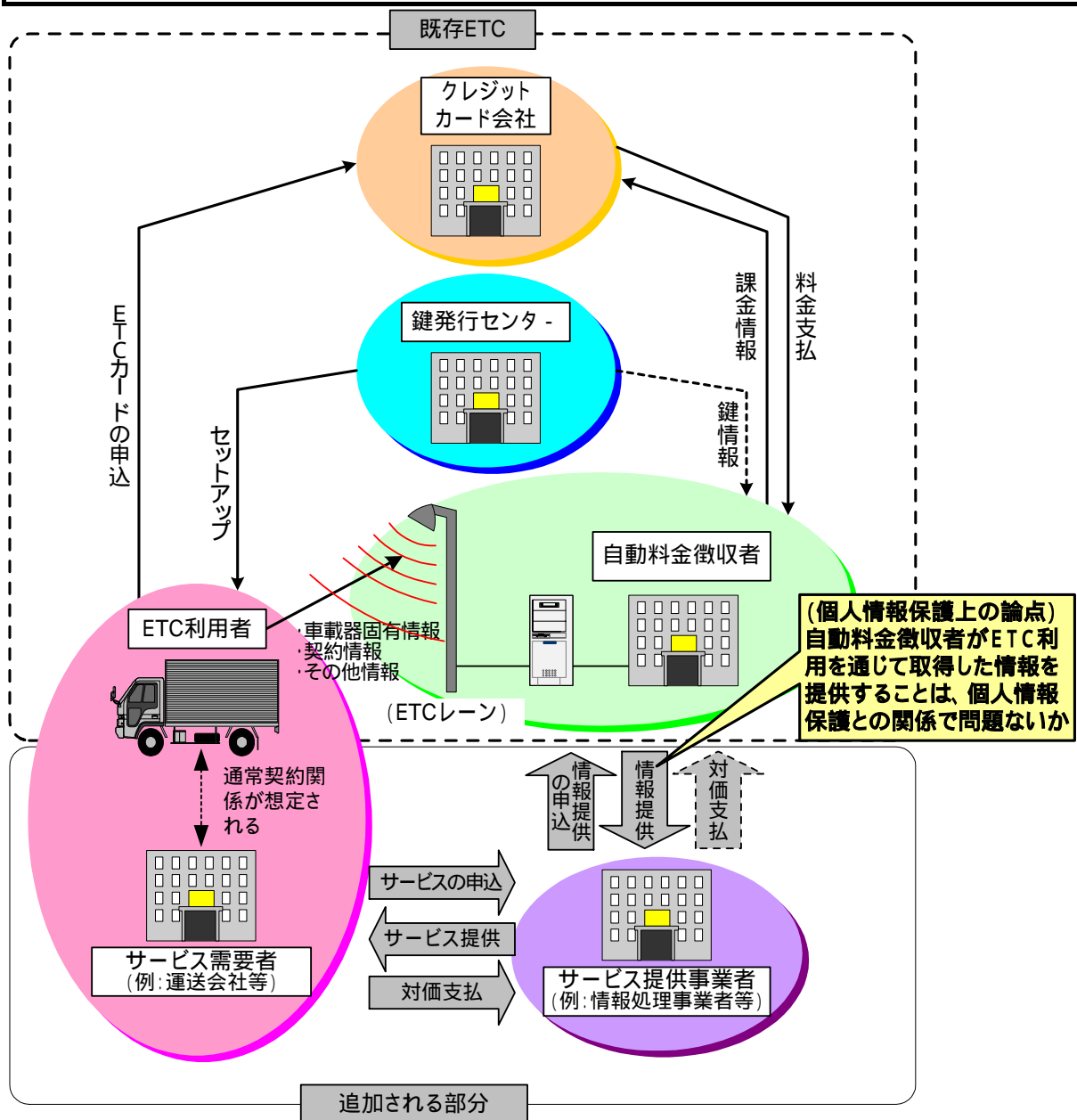


図 1 類型 1 の概念図

(2) 鍵発行センター以外の者がユニーク性の保証されたIDを利用してサービス提供する場合(類型2)

【スキーム】

- ・ 利用者がサービス提供事業者に応じ。
- ・ サービス提供事業者が、ユニーク性の保証されたIDを利用して、サービスの申し込みを行った利用者へサービス提供。
- ・ 有料サービスは独自の決済システムを使用。

【論点】

- ・ 鍵発行センター以外の者がユニーク性の保証されたIDを利用できるようにすることが、ETCのセキュリティに影響を与えないか検討が必要。
- ・ (上記の点がクリアされた場合、) 個人情報保護の観点から問題がないか検討が必要。

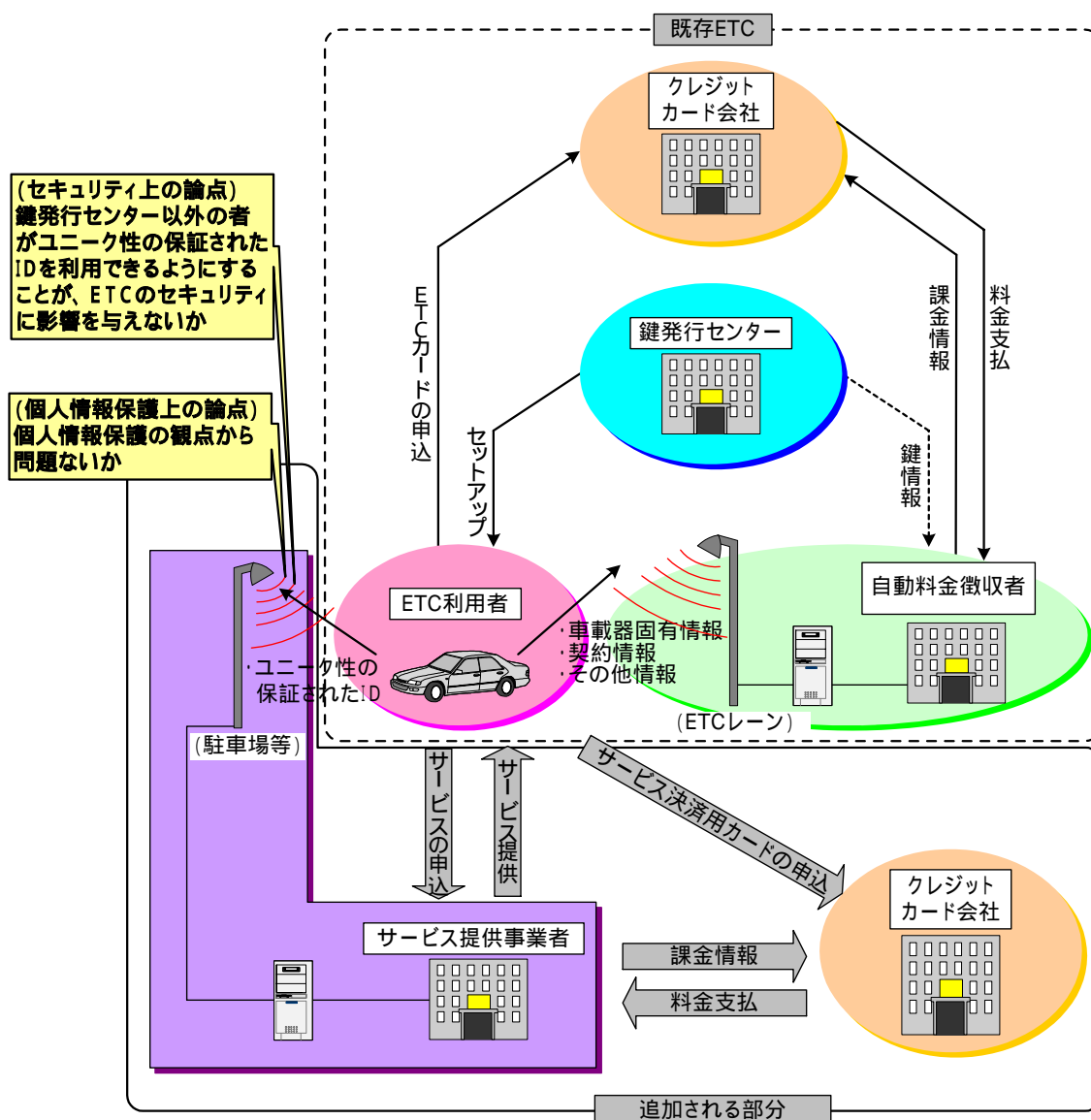


図 2 類型2 の概念図

(3) 自動料金徴収者以外のサービス提供事業者が ETC セキュリティシステムをそのまま利活用する場合(類型 3)

【スキーム】

- ・ 利用者がサービス提供事業者に申込み。
- ・ サービス提供事業者が、車載器固有情報、契約情報、その他情報を利用して、サービスの申込を行った利用者へサービス提供。
- ・ 有料サービスは、ETC の決済システムと同じものを使用。

【論点】

- ・ 自動料金徴収者以外のサービス提供事業者が ETC のセキュリティシステムをそのまま利活用できるようにすることが、ETC のセキュリティに影響を与えないか検討が必要。
- ・ (上記の点がクリアされた場合、) 個人情報保護の観点から問題がないか検討が必要。

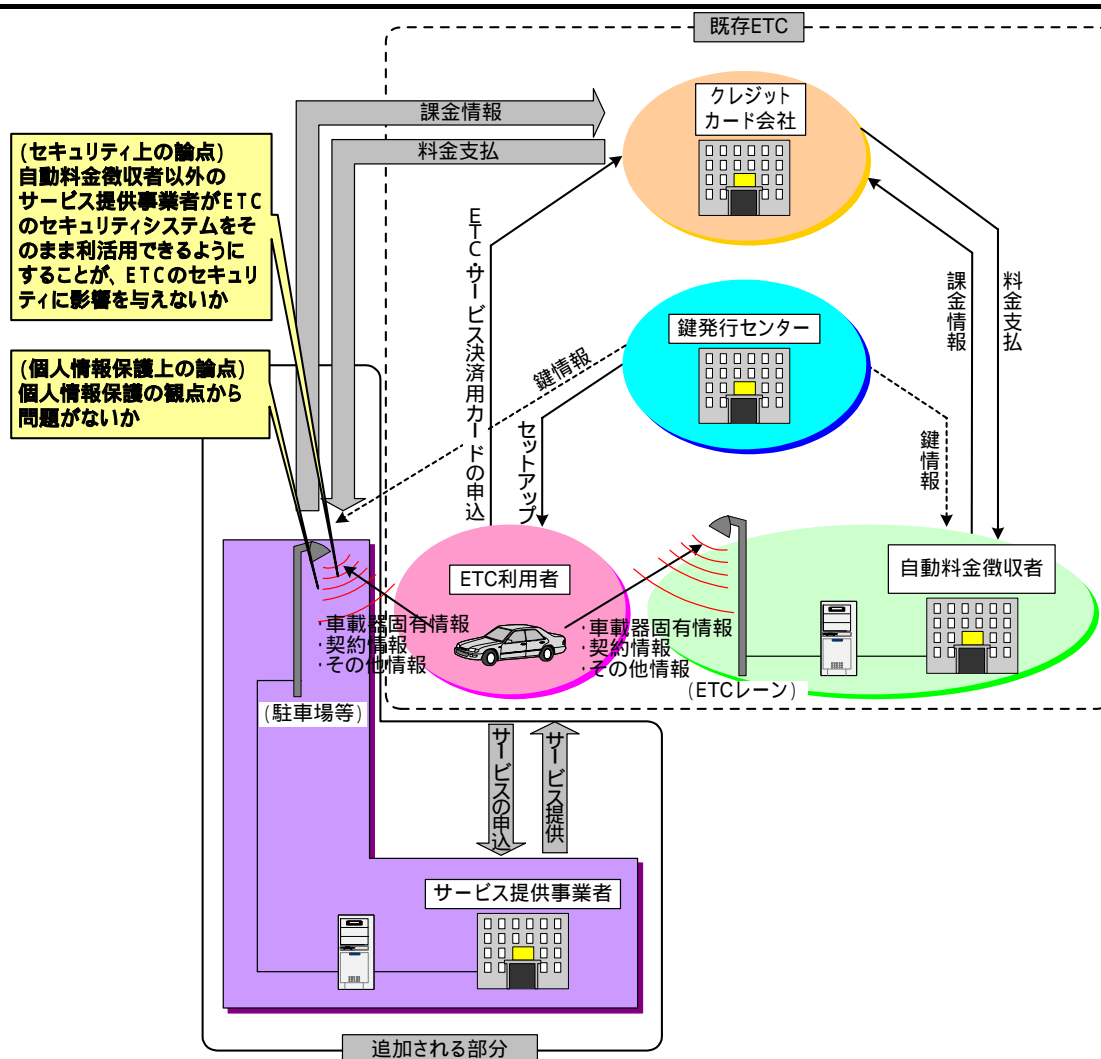


図 3 類型 3 の概念図